

執務室模様替作業（香川運輸支局）仕様書

1. 適用

本仕様書は、国土交通省四国運輸局が発注する「執務室模様替作業（香川運輸支局）」（以下、「本作業」という。）に適用する。

2. 目的

本作業は、香川運輸支局2階の執務室等の配置見直しに伴い、庁舎2階のタイルカーペットの張替及び既設書庫の移設等を行うものである。

3. 履行場所

香川県高松市鬼無町字佐藤 20-1 四国運輸局香川運輸支局

4. 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5. 作業内容

(1) タイルカーペット張替 一式（面積約 49 m²）

2階執務室に敷設されているタイルカーペットを張り替える。

(2) 什器備品類移動及び再設置 一式

（1）のタイルカーペット張替作業時に、張替場所の什器備品類を一時的に別の場所に移動し、張替作業完了後に再設置する。

(3) 印刷室スライド書庫移設及び一部撤去 一式

印刷室西側壁面に設置しているスライド書庫（オカムラ/4連2列移動書庫）のうち、3連2列を印刷室北側壁面に移設し、移設しなかった書庫（ベースを含む。）を撤去する。

(4) 更衣室ラック新設 一式

更衣室にラック2台を新設する。（転倒防止対策を実施すること。）

(5) 撤去物品等の廃棄処分 一式

上記の交換撤去等作業による撤去後の物品等、その他本作業にかかる発生材の廃棄処分を行う。

6. 納入物品等の仕様、数量及び設置場所

(1) タイルカーペットの仕様等は以下のとおり。

納入品名	規格	数量	張替箇所
タイルカーペット	寸法 500mm 角 総厚さ 6.5mm 東リ GA-100 または 同等品以上のもの。	1式 (面積約 49 m ²)	2階執務室 参考図1

① タイルカーペットは、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防炎性能を有するものとし、

防炎表示のあるものとする。

- ② タイルカーペットの風合、色合等は、東リ製 GA100 1206S 又は同等品とする。
- ③ タイルカーペットは JIS L 4406 (タイルカーペット) に基づくものとし、種類及びパイルの形状は、第一種のループパイルとする。
- ④ タイルカーペット用の接着剤は、粘着はく離 (ピールアップ) 形とし、JIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤) に基づき、カーペットの製造所の指定するものとする。なお、ホルムアルデヒド放散量による区分は、F☆☆☆☆☆とする。

(2) 移設及び一部撤去する什器の仕様等は下表のとおり。

品名	規格	数量	設置箇所	備考
スライド書庫	オカムラ 49612Y Z210 49型スリムライン	1	書庫 参考図 2	前後 1 連を撤去し 3連2列を移設。 (ベースを含む。)

(3) 新設する什器の仕様等は下表のとおり。

品名	規格	数量	設置箇所	備考
軽中量ボルトレ スラック	200kg/段 MS7645-6K	2	更衣室 参考図 3	天つなぎ 2 本 (L1800mm) 含む。

(4) 上記(1)～(3)のほか、廃棄する什器は下表のとおり。

品名	規格	数量	備考
書庫	縦 200×横 89	2	印刷室 参考図 4
書庫	縦 96×横 176	1	更衣室 参考図 5
ラック	縦 190×横 88	1	印刷室 参考図 6

なお、(1)～(4)のいずれの規格寸法も職員による計測であるため、細部は現場合合わせとする。

7. 作業要領

- (1) 受注者は、作業に先立ち、契約締結後 14 日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び作業計画に関する以下の資料を作成し、監督職員に提出すること。
 - ・ 実施工程表
- (2) 作業計画の作成にあたっては、対象施設の業務に支障がないよう配慮すること。また、施設職員に加え、施設利用者等第三者の安全確保に配慮すること。
- (3) 作業日及び作業時間は、準備及び後片付けを含め、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)の 8 時 30 分から 17 時とする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、具体的な作業日時及び場所については、監督職員と協議の上決定する。
- (4) 作業場所において、別途作業を行う第三者がいる場合、監督職員が必要に応じて工程等の調整を行うので、受注者は、その調整に従わなければならない。
- (5) 作業用の電力及び水については、既設負荷への波及がない限り、既存設備から無償で使用することが

できる。

- (6) 工具・機材等の運搬用車両等本作業に関して使用する車両については対象施設の駐車場を利用することができる。
- (7) 作業関係者は対象施設内のトイレを利用することができる。
- (8) 作業中の資機材の置場所は、事前に監督職員と協議の上決定すること。
- (9) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業、停電、断水等施設の使用に影響のある作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- (10) 受注者は、作業に従事する者に対して名札もしくは腕章を着用させるものとする。なお、庁舎管理等の理由により発注者から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (11) 作業にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、作業の円滑な進行を図るとともに、常に安全に留意し、作業に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (12) 建物内での火気の使用は、原則として行わない。
- (13) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう作業現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
- (14) 作業にあたっては、既存構造物等を汚損しないよう適切な養生を行うこと。なお、作業の際に既存構造物等を汚損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、承諾を受けて原状に準じて補修する。なお、これに伴う経費は全て受注者の負担とする。
- (15) タイルカーペットの張替作業に先立ち、下地面の清掃を行うこと。
- (16) 作業終了時には、適切な後片付けを行い、監督職員に終了の報告をすること。

8. 特記事項

- (1) 本作業には、作業にかかる納入物品ほか資材の搬入、タイルカーペットの張替作業、既存什器等の取り外し・撤去、新設する什器の設置作業、転倒防止対策作業、撤去したタイルカーペット・什器等の廃棄処分、その他資料作成及び関連する打ち合わせの一切を含むものとする。なお、本仕様書に記載なき事項であっても作業の履行上当然必要とされる事項については、受注者の負担において実施すること。
- (2) 本作業に使用する床材、什器、付属品、雑材料（以下「材料」という。）は、以下によること。
 - ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。
 - ② 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。
 - ③ 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、本仕様書に別の定めのある材料については、この限りでない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。
 - ④ 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出すること。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - ⑤ 納入するタイルカーペットの色は、監督職員が上記を確認した後、協議のうえで決定する。

- (3) タイルカーペット張替作業における留意点は次のとおり。
- ① タイルカーペットは全面接着工法により接着するものとする。
 - ② 作業中及び作業後、気温が5℃以下になると予想される場合は、作業を行わない。ただし、採暖等の養生を行う場合は、この限りでない。
 - ③ 作業時・作業後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。
 - ④ タイルカーペットの敷き方は、平場は市松敷き、階段部分は模様流しとする。
 - ⑤ コンクリート下地に張り付ける場合は、下地が十分乾燥していることを確認する。
 - ⑥ 接着剤を下地面に均一に塗布し、接着剤が乾燥し、十分粘着性がでた後、隙間なく張り付ける。
 - ⑦ 張付けは、基準線に沿って方向をそろえ、中央部から行う。
 - ⑧ 目地の突合せは、裏打ち材の材質に応じた方法により行う。
 - ⑨ 切断は、壁際の隙間や浮きが生じない方法で行う。
- (4) 撤去した床材、什器及び発生材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適切に処理すること。

9. 完成図書

- (1) 作業完了後、以下の資料を発注者に提出すること。
- ・ 産業廃棄物マニフェスト（紙媒体） 1式
 - ・ 工程写真（作業前、作業完了後） 1式
- 工程写真の仕様は以下のとおり。
- イ) 原則デジタル写真とする。
 - ロ) 色彩は、カラーとする。
 - ハ) 有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。
 - ニ) 大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
 - ホ) ファイル形式は、JPEGとする。
 - ヘ) 写真の編集を行ってはならない。ただし、小黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。
- (2) 電子ファイルの仕様等
- ① (1)の資料は、紙媒体による提出を求めたものを除き、可能な限り次の電子可読形式ファイルで提出すること。
 - ・ CAD ファイル：2D-CAD：Autodesk AutoCAD LT (dwg、dxf) 及び Adobe Acrobat (pdf)
 - ・ CAD ファイル以外：Microsoft Office (docx、xlsx、pptx) 又は Adobe Acrobat (pdf)

ただし、工程写真については、撮影時の JPEG とする。
 - ② 提出図書の作成に使用するソフトウェアは最新バージョンを用いること。
 - ③ 記録メディア
 - 1) CD-R 又は DVD-R とする。
 - 2) 数量は1枚とする。
 - 3) 提出前に最新定義ファイルに更新されたウィルス検知ソフトでウィルスチェックを行うこと。
 - ④ 記録メディアのレーベル面には、次の内容を直接印刷又は不滅インクによる手書きで明記すること

と。

- 1) 件名
- 2) 受注者名
- 3) ウィルス対策ソフト名（ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名を含む）
- 4) データ書き込み日
- 5) ウィルスチェック日

10. 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、本作業の全部を一括して、又は本作業の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本作業の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承認申請書を発注者に提出し承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 受注者は、発注者に前項の承諾を得て、再委託が行われたとき及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、履行体制に関する書面を発注者に提出しなければならない。

11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12. 秘密の保持

受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

13. その他

本仕様書に定めのない事項又は本件について疑義が生じた事項については必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

